社会福祉法人　相馬市社会福祉協議会

令和７年度事業計画

《基本方針》

地域社会は少子高齢、人口減少を背景に、地域の過疎化、人と人との関係性や地域社会とのつながりが希薄化すること等により、さまざまな課題が表出しています。また、それらの課題が複雑化・複合化し、従来の社会保障の枠組みでは対応が難しい制度の狭間にある、ニーズに積極的に対応していくことが必要となっています。

単身高齢者が増加し、家族による支援の弱体化が進む中、社会的に孤立する人や生活に困窮する人が顕在化しており、今後、社協はこうした人びとを地域で支えるために、質の高いケアマネジメントや、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みを推進していくことが求められます。

平成４年に「新・社協基本要項」が策定された後、社会保障、社会福祉の諸制度改革が行われ地域福祉の政策化・施策化の進展により社協が果たす役割はますます広がりました。

さらに、令和２年３月から約２年半にわたるコロナ特例貸付を通じて、社協はセーフティネット機能を発揮すると同時に、地域生活課題に直面し、住民や地域の関係者との連携・協働が新たな活動や事業を生み出しました。

このような状況を踏まえ、全社協が社協活動の指針となる基本要項を３３年ぶりに改定し、社協の使命が明記されます。住民主体の協議体・運動体としての機能を発揮していくために「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を活動理念に掲げ、相馬市総合福祉センター（愛称：はまなす館）を活動の拠点に取り組んでまいります。

また、民生委員・児童委員はもとより、福祉施設や各関係機関団体等と連携・協力し、地域福祉活動を推進するため、深化充実事業として次の実施項目に取り組んでまいります。

≪各部門の実施事業内容≫

１．法人経営部門

適切な法人運営や事業経営、総合的な企画（時代の変化に合わせた新たな戦略）や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務

（１）法人運営

①理事会、評議員会、監事会の開催及びのガバナンスの強化、財務規律の強化

②評議員選任・解任委員会の開催

③行政区長、民生児童委員及び福祉関係機関・団体等との連携・協働

④法人としての災害時対応と BCP の策定

⑤協定社協等との連携・支援、市町村社協間の連携強化

⑥地域における公益的な取り組みの推進

⑦広報活動《社協だよりの発行／年６回》本会ホームページの活用

（２）財務運営・管理

①会員の加入促進

＊一般会員	年額	１世帯	５００円
＊特別会員	年額	１口	１，５００円
＊法人・団体会員	年額	１口	５，０００円
＊賛助会員	年額	１口	１０，０００円

②社協“社会福祉基金”の確保

③公費（市補助金・市委託金）の導入

④共同募金運動の展開

⑤介護保険事業の健全なる経営

（３）事務局組織体制の整備・拡充

①計画的な採用・異動・人事考課等の人材管理

②研修・能力開発等の計画的な人材育成、研修会・講習会等への派遣

③社会福祉士及び介護支援専門員等の資格取得の奨励と一部助成等

④リーダー層や管理職等による定例会議や部門間の連携調整

⑤階層別共通研修

⑤ICT 等による業務効率化、事業の見える化

（４）総合福祉センターの管理運営《市指定管理事業》〔Ｐ１２、１３参照〕

２．地域福祉活動推進部門

地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する、地域福祉推進の中核的な役割

（１）地域福祉活動計画の立案準備

（２）多職種連携、多機関協働等

（３）生活支援体制整備事業《市受託事業》

①地域支え合いづくりを考える委員会の運営と地域包括ケアシステム構築の推進

②生活支援コーディネーターを配置。地域のあらゆる社会資源を活用し、住民が主体的に生活課題の解決が図れるよう支援

③支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図る

④小泉地区“ちょこっとてつだう会”の協力

（４）認知症総合支援事業《市受託事業》

①認知症地域支援推進員を配置し、総合的な相談・支援事業を通し理解を深める

②認知症地域ケア会議・初期集中支援チームの運営

③認知症カフェの実施

④地域座談会の実施

⑤チームオレンジ活動支援

（５）認知症サポーター養成講座開催事業《市受託事業》

①認知症サポーター養成講座の開催

②キャラバン・メイトの派遣調整及び活動支援

③認知症サポーターの登録管理

（６）地域介護予防活動支援事業《市受託事業》

①介護予防に資する多様な地域活動、組織の育成及び支援

②社会参加活動を通じた介護予防に資する活動の実施

③骨太けんこう体操の推進及び普及啓発

（７）ふれあい電話訪問事業《共同募金配分事業》

（８）ふれあい会食会事業《市補助事業・共同募金配分事業》

（９）社協感謝のつどい「はまなす館まつり」の開催《市補助事業・共同募金配分事業》

（10）福祉バス運行事業《共同募金配分事業》

（11）第７９回福島県社会福祉大会の参加（会津若松市「會津風雅堂」・１０月２３日）

（12）福祉団体・住民団体に対する各種支援等

①民生児童委員協議会【事務局の支援（運営及び経理）】

＊民生児童委員協議会研修会の共催

②老人クラブ連合会事業【事務局の支援（運営及び経理）】

＊高齢者スポーツ大会・パークゴルフ大会の開催（市補助事業）

＊男性の料理教室の開催（市補助事業）

③身体障がい者福祉会事業【事務局の支援（運営及び経理）】

④赤十字奉仕団事業【事務局の支援（運営及び経理）】

⑤赤十字有功会事業【事務局の支援（運営及び経理）】

⑥ボランティア連絡協議会事業【事務局の支援（運営及び経理）】

⑦地域子育て支援事業・団体への協力

⑧各種福祉団体等に対する運営費の助成

（13）共同募金委員会活動の推進

＊共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の推進

＊罹災者（世帯）に対する災害見舞金の支給

（14）日本赤十字社活動の推進

＊赤十字思想の普及と社員増強運動の推進

＊罹災者（世帯）に対する救援物資（毛布・バスタオル等）の支給

（15）福祉教育・ボランティア学習の推進

①サマーボランティアスクールの開校《共同募金配分事業》

②福祉体験教室事業《共同募金配分事業》

③児童・生徒のボランティア活動普及事業指定《共同募金配分事業》

④福祉出前講座の開催　※メニューにより対象者の制限有

＊目の不自由さ・車椅子体験講座

＊高齢者疑似体験講座

＊介護講座

＊認知症サポーター養成講座

＊骨太けんこう体操教室

＊共同募金講座

⑤福祉支援活動市民ボランティアの養成・育成

＊話し相手、同行支援ボランティア（在宅生活者の孤独感解消）【新規】

＊お片付けボランティア【新規】

（１６）地域づくり応援事業助成金の配分《市補助事業・共同募金配分事業》

（１７）制服バンク事業

（１８）地域食堂実施のための体制づくり事業

（１９）ダブルケアの現状把握事業

３．相談支援・権利擁護部門

「断らない」相談を念頭に、地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、相談者自身による問題解決を継続的に支援する。権利擁護支援、地域の多機関協働を推進するため多様な社会資源の情報提供・連絡調整等

（１） 社協としての総合相談機能の強化

＊部所間横断の相談支援体制の強化、職員のチーム対応力の向上

＊既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

＊相馬市や関係機関団体等との連絡調整（多職種連携、多機関協働、異業種連携）

（２）地域包括支援センター事業《市受託事業》〔Ｐ７、８参照〕

（３）生活困窮者自立支援（生活サポート相談センター）事業《市受託事業》

＊包括的な相談支援（相談者の状況に応じた支援）

＊支援対象者の就労支援並びに内容の強化（就労準備支援事業）

＊関係機関・団体との緊密な連携等支援体制の整備

＊フードバンクの実施

（４）障がい者総合支援事業《市受託事業》

①そうま障がい者相談支援センター事業〔Ｐ６参照〕

②障がい者支援事業（市民手話講習会）

③手話奉仕員養成講座（基礎）事業

④手話奉仕員養成講座（スキルアップ編）事業

⑤点訳奉仕員養成講座（初級）事業

⑥障がい者レクレーション事業

⑦声の広報事業

（５）無料法律相談（ふれあい総合相談所）の実施《市補助事業・共同募金配分事業》

＊毎月第２金曜日の午後１時３０分から午後４時３０分まで〈１人３０分以内〉

（６）日常生活自立支援（愛称：あんしんサポート）事業《県社協補助事業》

＊福祉サービスの情報提供や利用の支援

＊生活に必要な金銭の預かりや金融機関から出し入れの支援

＊公共料金等支払の支援

＊書類等の預かりの支援

（７）権利擁護・ほっとネット協力員養成講座事業《市補助事業・共同募金配分事業》

（８）成年後見制度への取り組み推進

（９）生活援助資金貸付事業

＊貸付額　　３０，０００円以内

＊償還期間　　６ヶ月以内

（10）生活福祉資金貸付事業《県社協受託事業》

総合支援資金、福祉資金 福祉費、福祉資金 緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付相談及び受付、償還指導（コロナ特例等償還相談）

４．介護保険・生活支援サービス部門

介護保険サービスや行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する。

（１）居宅介護支援（相馬市在宅介護支援センター）事業〔Ｐ１１参照〕

（２）通所（第１号通所）介護（デイサービスセンター）事業〔Ｐ９、１０参照〕

（３）第三者委員（苦情解決取扱）活動の推進

（４）食事サービス事業《市補助事業》

（５）車椅子同乗軽自動車貸出事業《市補助事業・共同募金配分事業》